

一、 労務の年々増進し、職業訓練並に職業改善の交通を促進せしめ、職業
 改善、前途要求書の調印の上、外資管六部、門面市、職業改善
 委員が一月二十四日午前六時、門面市大里町土庫、協
 会の議事

二、 議事

一、 職業改善の進捗状況（イロ、門面市の進捗）を報告し、

二、 職業改善の進捗状況（イロ、門面市の進捗）を報告し、

三、 議事

一、 職業改善の進捗状況（イロ、門面市の進捗）を報告し、

二、 議事

一、 職業改善の進捗状況（イロ、門面市の進捗）を報告し、

二、 議事

一、 職業改善の進捗状況（イロ、門面市の進捗）を報告し、

一、 職業改善の進捗状況（イロ、門面市の進捗）を報告し、

法人 協同會 協同會 協同會 協同會

法人 協同會 協同會 協同會 協同會

て二十六日セメント労働門支部の應援を得て職業紹介所
 員警察官立會の下に事業請負者と従業員側代表と會見交渉
 の結果遂に左の條件にて解決す。

十一、解決條件

1、 従業時間

二月末日迄午前七時より午後五時迄とす

三月以降は従前（午前六時三十分より午後五時三十分）
 通り

休憩時間午前午後各十五分間宛晝食時各三十分間とす

2、 賃金

従來人夫最低八拾錢を九拾錢とす（但し女人夫は六拾錢）

3、 事故退場其他

一、 従來と雖も中途退場の場合には就勞時間に應じ相當の賃
 金を支拂ひたり、將來と雖も絶對不拂のことなし、但